

上越市立水族博物館鯨類飼育環境検証委員会 第1回会議次第

日 時：令和2年8月7日（金）

午後2時

場 所：直江津屋台会館、水族博物館

1 開 会

2 委員の委嘱について

3 鯨類飼育環境の検証について

4 閉 会

上越市立水族博物館鯨類飼育環境検証委員会設置要領

(設置)

第1条 上越市立水族博物館において飼育する鯨類の相次ぐ斃死を踏まえ、その飼育環境について専門的見地から検証し、適切な飼育展示に資するため、上越市立水族博物館鯨類飼育環境検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 水族博物館における鯨類の飼育環境の検証に関すること（上越市博物館協議会水族博物館部会の所掌に属さない事項に限る。）。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから教育委員会が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 鯨類の飼育に関し識見を有する人
- (2) 水槽の設計及び施工その他の水族博物館の建築に関し識見を有する人
- (3) 鯨類の飼育に係る水質に関し識見を有する人

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から検証が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、教育委員会が招集する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

2 前条の規定により会議に出席した人は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要領は、令和2年7月28日から実施する。

上越市立水族博物館鯨類飼育環境検証委員会 委員名簿

(敬称略、専門分野順)

分野	所 属	氏 名
飼育	三重大学 大学院生物資源学研究科 教授	吉岡 基
	日本大学 生物資源科学部海洋生物資源科学科 教授	鈴木 美和
	日本大学 生物資源科学部獣医学科 教授	渋谷 久
建築	東京工業大学 環境・社会理工学院建築学系 教授	安田 幸一
水質	長岡技術科学大学 大学院工学研究科 教授	山口 隆司